

就労期間が 6 ヶ月未満の外国人労働者に対する保険制度登録の義務化について

2022 年 11 月
One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二

インドネシア法弁護士 Prisilia Sitompul

1. はじめに

2022 年 5 月 23 日、人材配置開発・雇用機会拡大局長決定 No.3/144/PK.04/V/2022（以下、「本件決定」）が發布されました。本件決定は、インドネシアで働く 6 ヶ月未満の外国人労働者/Tenaga Kerja Asing の雇用主に対して、外国人労働者の保険制度への加入を義務付けるものです。

従来、外国人労働者の活用に関する政府規則 2021 年 34 号（以下、「GR 34/2021」）第 8 条では、就労期間が 6 カ月未満の外国人労働者のうち、保険会社で働く外国人労働者に対する強制保険制度が規定されておりました。

本件決定の発行により、上記保険制度が全ての就労期間 6 ヶ月未満の外国人労働者の雇用主である会社にも適用されることとなりました。



2. 本件決定のポイント

本件決定により、インドネシア政府は、短期労働目的で外国人労働者を雇用する雇用主に対して、保険制度への登録義務を規定しております。

本件決定に基づく重要なポイントは以下の通りです。

- 外国人労働者の保険制度の種類

外国人労働者の保険制度は、労働災害保険/Jaminan Kecelakaan Kerja（JKK）、健康保険/Jaminan Kesehatan（JKS）、死亡保険/Jaminan Kematian（JKM）で構成されています。

外国人労働者の雇用主は、就労期間 6 カ月未満の外国人労働者を、金融庁から、すでに保険商品ライセンスを得ている保険会社の外国人労働者向け保険プログラムに登録するとされております。

- 保険プログラムの補償給付



就労期間 6 ヶ月未満の外国人労働者の保険金額は、本件決定別紙で以下のように規定されています。

- a. JKM: 死亡保険金額 : i) 死亡保険金 Rp.200,000,000 ii) 遺体の本国送還 最大 Rp.25,000,000
 - b. JKK: i) 死亡保険金額 Rp.200,000,000 ii) 後遺障害保険金額 Rp.200,000,000
 - c. JKS: 最大 Rp.25.000.000 の入院と治療のリスクを伴う被保険者総額
 - d. JKK: 緊急医療搬送および本国送還のリスクに対する保険金額、最大 USD1,000,000
- 保険料

本件決定別紙に定める就労期間 6 ヶ月未満の外国人労働者の保険料は、次のとおりです。

- (i) Rp 762,000 (約 USD 51.06) / 1 ヶ月 (30 日間)
- (ii) Rp 1,715,000 (約 166.05 米ドル) / 3 ヶ月 (90 日間)
- (iii) Rp 2,477,000 (約 166.05 米ドル) / 6 ヶ月 (180 日間)

3. 本件決定の実施日

本件決定は、2022 年 7 月 1 日以降の就労期間 6 ヶ月未満の外国人労働者に対する外国人労働者雇用計画/Rencana Penggunaan Tenaga Kerja Asing (「RPTKA」) の申請に対して実施されることとなります。

なお、本件決定には、雇用主が本決定に従わない場合の制裁については記載されておられません。

また、2022 年 9 月 1 日以降の RPTKA の申請において、雇用者は、外国人労働者の社会保障に関するオンラインポータルサイトである ASTAKA ポータルを通じた登録が必要とされております¹。

4. 結論

本件決定は、就労期間 6 ヶ月未満の外国人労働者に確実な保険保障を提供する点を趣旨としていると考えられます。本決定により、インドネシアで働くすべての外国人労働者は、JKM、JKK、JKS の保険に加入する必要があることとなります。

本件決定は、まだ運用が開始して間がないところ、今後も継続して実務の対応を注視していく必要があると考えられます。

¹ Astaka [website], <https://astaka.id/faq> (accessed on November 10th, 2022)

One Asia Lawyers

One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所ネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ：<https://oneasia.legal>、または info@oneasia.legal までお願いいたします。

< Author >

	<p>馬居 光二 One Asia Lawyers Indonesia Office 代表 日本法弁護士 日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。 koji.umai@oneasia.legal</p>
--	---

	<p>Prisilia Sitompul(プリシリア シトンプル) One Asia Lawyers Indonesia Office 代表 インドネシア法弁護士 インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセラーとして6年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了(石油・ガス法)。 One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。 sitompul.prisilia@oneasia.legal</p>
---	---